



新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い申し上げます。

●賃金請求権の消滅時効期間 2020年4月に2年から「3年」に伸長へ

～第157回労働政策審議会労働条件分科会(R1.12.24開催)～

長らく議論が続けられてきた賃金請求権の消滅時効についてですが、ついに決着がつきそうです。「原則5年、当面の間は3年」となる方向です。(来春にも法改正が行われる予定)
これにより、2020年4月以降に発生する賃金は、3年間消滅時効にかからなくなるということになります。

以下、同意に至る見込みとされている公益委員見解の内容を見ていきたいと思えます。

- ・賃金請求権の消滅時効期間 … 5年
※但し、当分の間は「3年間」の消滅時効期間
※起算点は、毎月の賃金債権発生日とする(現行の労基法の解釈・運用を踏襲)
- ・退職手当の請求権の消滅時効期間 … 現行の消滅時効期間(5年)を維持
- ・年次有給休暇請求権、災害補償請求権など賃金請求権以外の請求権の消滅時効期間 … 2年
- ・記録の保存義務(労働者名簿、賃金台帳等) … 原則は5年。(消滅時効期間と同様、当分の間は3年)
- ・付加金 … 原則は5年。(賃金請求権の消滅時効期間に合わせる。消滅時効期間と同様、当分の間は3年)
- ・施行期日 … 令和2年4月1日(民法一部改正法の施行の日)
- ・経過措置 … 施行期日以後に賃金の支払期日が到来した賃金請求権の消滅時効期間について改正法を適用。

その他トピックス

●パワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務化

～令和2年6月1日施行が決定～(中小企業は令和4年4月1日)

昨年12月26日の官報で、正式に施行日が公示された。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部改正の大きな柱としては、「女性活躍の推進」と「ハラスメント対策の強化」の2つとなっている。

●高齢雇用継続給付、給付率を半分にする方向へ(令和7年度目標)

同一労働同一賃金、在職老齢年金の見直し等、70歳までの就業機会確保に向けた取り組みのひとつとして、高齢雇用継続給付の縮小が検討されている。激変緩和措置を考慮しつつ、今後進められることになる。

●マイナンバーカードが健康保険証として利用可能に(2021年3月～)

就職や転職の際も切替が不要、保険資格確認が早い、医療費控除も便利、等のメリットがあるとされている。
事前登録が必要。(2020年度頃よりマイナポータルにて)

●定年前に「転職したい」は32.8%(20～24歳層)

- ・「賃金の条件がよい会社にかわりたい」…56.4%
- ・「労働時間・休日・休暇の条件がよい会社にかわりたい」…46.1%

～厚労省「平成30年若年者雇用実態調査の概況」より～

今月の無料相談会

日時: 1/9(木) 13:00 - 17:00

場所: KRP4号館3階 BIZNEXT

●最近ご相談の多いテーマ

『賃金規程、各種手当の見直し』

上記テーマ以外でも、大歓迎です。
ご予約不要、お気軽にお越し下さい。
(KRP4号館3階 BIZ NEXT受付へ)

～発行元～

えがお
ワークラボ

代表理事 上田 恭子
(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ:特定社労士1名、社労士2名、行政書士2名、職員10名>

〒600-8813 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館 3階

TEL: (075) 352-2848 FAX: (075) 320-3689

【お問合せ先】 E-mail: nikoniko.12@sage.ocn.ne.jp (えがお事務局)